飯盛霊園組合物品売払入札参加申請要項

飯盛霊園組合が行う有価物売払の入札に参加しようとする方は、次のとおり郵送で申請してください。

１　売払物品

品目	品位	数量(g)	精錬会社
金	純度99.99%以上	2,754.20	横浜金属株式会社
銀	純度99.99%以上	9,028.30	
プラチナ	純度99.95%以上	26.40	
パラジウム	純度99.95%以上	2,827.10	

２　申請資格要件

⑴　地方自治法施行令第167条の４に該当しないこと。

⑵　飯盛霊園組合暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又はその密接関係者でないこと。

３　申請手続き

⑴ 提出書類

書　類　名		備　考	写し・印刷物
a	物品売払入札参加申請書	実印を押印	
b	誓約書	実印を押印	
c	委任状	契約上の受任者を設ける場合（本店から支店等）	
d	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	法人の場合のみ	可
e	身分証明書及び 登記されていないことの証明書	個人の場合のみ	可
f	納税証明書	下表のとおり	可
g	印鑑証明書（印鑑登録証明書）	《法人》代表者　　《個人》代表者本人	可
h	使用印鑑届	役職名又は氏名表示印を押印	
i	受付票	名称と所在地のみ記載	
j	返信用封筒	・返信先を記載 ・郵便料金相当額を負担すること（切手貼付等）	

※　a、b、h、i　は、配布している様式で提出してください。

※　ｃは、内容が同じであれば任意様式でも可とします。

※　ｄ～ｇの証明書類は、申請書の送付日前３か月以内のものとします。

		関係市外事業者	関係市内事業者	証明書の種別
法　人	法人税	○	○	納税証明書
	消費税及び地方消費税	○	○	その３の３
	法人市民税	×	○	納税証明書
	固定資産税	×	○	関係市発行
個　人	所得税	○	○	納税証明書
	消費税及び地方消費税	○	○	その３の２
	市民税	×	○	納税証明書
	固定資産税	×	○	関係市発行

⑵　提出方法

郵送　（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックにより郵送してください。）

⑶　提出先

〒575-0012　大阪府四條畷市大字下田原４４８番地　　飯盛霊園組合　総務課

⑷　申請受付期間

令和８年11月18日（水）から 令和８年11月25日（水）まで　※消印有効

⑸　その他

申請書類の不備等により受付できない場合があります。

４　質問書受付期間

令和８年11月18日（水）から 令和８年11月27日（金）までに、次の電子メールアドレス等により飯盛霊園組合管理課へ提出してください。なお、送付した後に電話にて到着確認をしてください。

電子メールアドレス　：　kanri@iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp

ＦＡＸ　：　0743 - 78 - 1196

５　回答書配布日

令和８年 11 月 30 日（月）に電子メール等により回答します。

６　入札通知書等の発送日

提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を入札参加有資格者とし、入札通知書等を令和８年 11 月 30 日（月）に発送します。

７　入札日時等

⑴　入札の執行場所

飯盛霊園組合事務所　２階　会議室

⑵　入札日時

令和８年 12 月４日（金）　午前 11 時 00 分時から

⑶　入札室への入室は、１社につき１名とさせていただきます。

８　落札者の決定

⑴　「１　売払物品」に対し、買取率が最低買取率以上かつ最高の買取率を提示した入札者をもって落札者とします。

⑵　落札となるべき買取率の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。入札した者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって審査に関係のない本組合職員がくじを引きます。

⑶　入札の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

①　入札参加資格を有しない者のした入札、又は書面による確認を受けない代理人がした入札
②　最低買取率を下回る入札
③　所定の日時及び場所に提出しない入札
④　同一の入札について、２以上の入札をした者の入札
⑤　同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
⑥　同一の入札について、２以上の代理人をしたものの入札
⑦　本組合が交付した入札書を用いないでした入札
⑧　買取率又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
⑨　入札書の記載を訂正、削除、挿入等した入札
⑩　入札に関し不正な行為を行った者がした入札
⑪　その他入札に関する条件に違反した入札

※開札後、本契約までに、物品買取申込者が飯盛霊園組合関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とします。

10　契約保証金

免除

11　契約の締結等

⑴　本組合と落札者は、入札後速やかに仮契約を締結するものとします。

⑵　本売払契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年３月 26 日条例第８号）第３条の規定による議会の議決に付すべき動産の売払いとなることから、⑴の仮契約は飯盛霊園組合議会の議決がなされたときに本契約が成立することとなります。

12　売払代金の算定方法

売払代金は、飯盛霊園組合と落札者で事前調整の上、組合が指定する日（以下「指定日」という。）の株式会社徳力本店が午前９時 30 分に公表している店頭買取価格（税込・円/ｇ）に、それぞれの重量を乗じた額を合算し、その合計額に買取率を乗じた額とします。また、その額に円未満の端数が生じたときは、円未満を切り捨てることとします。

13　売払代金の納付期限及び納付方法

売払代金は、指定日から組合が交付する納付書に記載する納期限までに次の方法により納付してください。（土、日、祝日を除く。）

⑴　組合指定口座に金融機関から納付する場合

振込手数料は、買受人の負担となります。

⑵　組合が交付する納付書を用いて納付する場合

指定金融機関で納付してください。また、領収証書の写しを、飯盛霊園組合庁舎で提示するか飯盛霊園組合宛にＦＡＸ等により提出してください。

14　物品の引渡し

売払物品の引渡しは、売払代金が完納されたことを本組合が確認した後に行います。

15　物品引取期限

14 による売払代金の確認後 10 日以内とします。（土、日、祝日を除く）

16　その他

⑴　落札決定後、仮契約締結までに、落札者が飯盛霊園組合暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたときは、仮契約の締結を行わないものとします。

⑵　仮契約締結後、本契約成立までに買受人が飯盛霊園組合暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがあります。